

## 元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金（組織的な取組み）

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者を受け入れる体制の強化、生産体制の強化、事業の継承・発展等の組織的な取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

### 3 利用対象者

新規就農者受入協議会、営農組織、農業者組織、農業者団体、外部組織（他産業、他地域等の参入）等

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 多様な担い手による地域農業の持続・発展に資する組織的な取組みであること
- 取組み状況を積極的に発信すること

#### (2) 対象経費：

事業目標（販売金額又は農業所得の向上、地域農業の担い手確保等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

#### (3) 補助率：県1/3、市町村1/6

※ 県域の事業の場合、補助率1/2（市町村による協調補助なし）

#### (4) 補助対象経費上限額：800万円（ソフト単独の場合30万円）

### 5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年3月29日～4月26日

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

（県域の取組みの場合、各総合支庁農業振興課）

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

#### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8397

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5518

# 元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金 (担い手による営農定着の取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

## 2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規参入者やUターン就農者、半農半Xなど、認定新規就農者以外の方による営農定着に向けた取組みについて、オーダーメイドで支援します。

## 3 利用対象者

認定新規就農者以外の新規就農者 等

## 4 支援内容

### (1) 補助要件：

○ 新規就農者等の営農定着に向けた取組みであること

### (2) 対象経費：

営農定着に直接的に必要な事業（施設修繕や農業機械の導入・整備）に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：県1/3、市町村1/6

(4) 補助対象経費上限額：200万円

## 5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年3月29日～4月26日

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

## 6 問合せ先

### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8397

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5518

## 情報通信設備導入支援事業費補助金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○その他（農村振興、地域活性化）

### 2 事業概要

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設、農業集落排水施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備を支援します。

### 3 利用対象者

市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者の組織する団体、地域協議会等

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 農山漁村振興推進計画を策定していること
- 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が800万円以上であること
- 農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備にあつては、管理対象となる農業用排水施設の受益面積の合計がおおむね20ha以上（中山間地域等5ha以上）であること

#### (2) 対象経費：

- 農村地域における農業農村インフラの管理の省力化及び高度化に必要な光ファイバや無線基地局など情報通信施設の整備費
- 情報通信施設を地域活性化やスマート農業に有効利用するための付帯設備の整備費

(3) 補助率：交付対象事業費の1/2

(4) その他：事業実施期間は、原則3年以内

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：下記担当に確認してください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：下記担当に確認してください。
- (3) 申込み先：下記担当に確認してください。

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：計画担当
- (3) 電話番号：023-630-2512

#### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：下記のとおり
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8388	（計画担当）
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1341	（計画担当）
置賜総合支庁農村計画課	0238-26-6057	（計画担当）
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5553	（計画担当）

## 多面的機能支払交付金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げ等の地域資源の基礎的保全活動、植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動等を支援します。

### 3 利用対象者

- 農業者等で構成される活動組織（構成員は以下のとおり）
  - ・ 農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の企業・団体・個人

### 4 支援内容

- (1) 補助要件：  
活動を実施する組織を設立し、5年間の事業計画を作成して、計画に基づく活動を行うこと等
- (2) 対象経費：水路の泥上げ等の地域資源の保全活動に要する経費
- (3) 補助率：定額（田3,000円/10a、畑2,000円/10a、草地250円/10a等）  
＜国1/2、県1/4、市町村1/4＞
- (4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額
- (5) その他（補助を受けられる期間等について）：原則5年間

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：令和6年4月1日～6月30日  
※市町村により募集期間が異なる場合があります。  
詳細は最寄りの市町村農林主務課にお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村保全担当
- (3) 電話番号：023-630-3189

## 中山間地域等直接支払交付金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

### 2 事業概要

中山間地域等において、集落等を単位に農用地を保全・管理していくための協定を締結して農業生産活動等を行う場合に面積に応じて一定額を交付します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

○ 対象地域：地域振興立法9法<sup>\*</sup>指定地域 及び 知事が定める特認地域

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、半島振興法、  
沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、棚田地域振興法

○ 対象農用地：対象地域の農振農用地区域において、田で傾斜が1/100以上、畑及び草地で傾斜が8度以上であること等

○ 対象者：集落等を単位とする協定を締結し、農業生産活動等を5年間継続する農業者・特定農業法人等  
個別協定を締結し、農業生産活動等を5年間継続する認定農業者等

#### (2) 対象経費：

集落等単位で締結した協定に基づき実施する水路・農道等の維持管理費等、集落の共同取組活動に要する経費等

#### (3) 補助率：定額

田：(急傾斜：1/20以上) 21,000円/10a、(緩傾斜：1/100以上) 8,000円/10a

畑：(急傾斜：15度以上) 11,500円/10a、(緩傾斜：8度以上) 3,500円/10a

草地：(急傾斜：15度以上) 10,500円/10a、(緩傾斜：8度以上) 3,000円/10a

#### (4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

#### (5) その他(補助を受けられる期間等について)：令和2年度～令和6年度(最長5年間)

### 5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年4月1日～6月30日

(2) 申請書類(様式)の入手先：協定農用地が属する市町村農林主務課

(3) 申込み先：協定農用地が属する市町村農林主務課

### 6 問合せ先

#### 【県 庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当(係)名：中山間・棚田振興担当

(3) 電話番号：023-630-2495

**【総合支庁】**

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当(係)名：下記のとおり

(3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課：023-621-8164 (農地保全担当)

最上総合支庁農村計画課：0233-29-1345 (地域保全担当)

置賜総合支庁農村計画課：0238-35-9055 (地域保全担当)

庄内総合支庁農村計画課：0235-66-2732 (事業担当)

## 棚田基金活用事業費補助金（資産活用計画事業）

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○その他（地域振興、地域づくり）

### 2 事業概要

棚田地域が有する国土保全、水資源の涵養、農村原風景の保全形成等の多面的機能の良好な発揮と、地域住民団体等が行う棚田地域の保全活動推進を図るための基本計画策定経費について助成します。

### 3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の団体（自治会等）

### 4 支援内容

- (1) 補助要件：階段状に分布した主傾斜20分の1以上の農地の面積が、当該地域の全農地面積の2分の1以上を占める地域であること（＝棚田地域）
- (2) 対象経費：保全活動に必要な調査研究（先進地視察、講習会・研究会の開催等）、保全活動の計画策定に要する経費（旅費、諸謝金、委託費、調査事務費）
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：15万円
- (5) その他：支援期間は原則1年間

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付
- (2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農村計画課

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：中山間・棚田振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2495

#### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：企画担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8389
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1339
置賜総合支庁農村計画課	0238-26-6056
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5549

## 棚田基金活用事業費補助金（資産活用促進事業）

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○その他（地域振興、地域づくり）

### 2 事業概要

棚田地域が有する国土保全、水資源の涵養、農村原風景の保全形成等の多面的機能の良好な発揮と、地域住民団体等が行う棚田地域の保全活動に要する経費について助成します。

### 3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の団体（自治会等）

### 4 支援内容

- (1) 補助要件：階段状に分布した主傾斜20分の1以上の農地の面積が、当該地域の全農地面積の2分の1以上を占める地域であること（＝棚田地域）
- (2) 対象経費：保全活動及び普及啓発（イベント実施等）に要する経費（旅費、諸謝金、委託費、調査事務費）
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：15万円
- (5) その他：支援期間は最長3年間

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付
- (2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農村計画課

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：中山間・棚田振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2495

#### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：企画担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8389
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1339
置賜総合支庁農村計画課	0238-26-6056
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5549



## 棚田基金活用事業費補助金（棚田な地域等の地域連携型活性化実証事業）

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○その他（地域振興、地域づくり）

### 2 事業概要

高齢化等により営農活動が困難となることが予想される棚田地域において、地域の企業等が販路も含めて生産による棚田の保全や営農継続できる体制を確立していくための枠組みをモデル的に構築するための実証経費について助成します。

### 3 利用対象者

その他の企業・団体・個人

※農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、事業協同組合等により構成される、棚田地域の保全を目的として広域に連携を行う協議会等

### 4 支援内容

- (1) 補助要件：階段状に分布した主傾斜20分の1以上の農地の面積が、当該地域の全農地面積の2分の1以上を占める地域であること（＝棚田地域）
- (2) 対象経費：実証に係る保全活動に要する経費（旅費、諸謝金、委託費、調査事務費）
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：30万円
- (5) その他：支援期間は最長4年間

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付
- (2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農村計画課

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：中山間・棚田振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2495

#### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：企画担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8389
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1339
置賜総合支庁農村計画課	0238-26-6056
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5549

## 元気な農村づくりスタートアップ支援事業費補助金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産   ○林業   ○その他

### 2 事業概要

地域の方々の話し合い等で立案・合意された行動計画等に掲げた地域の将来像などの実現に向けて、農業生産活動等の維持・発展のための新たな取り組みを行おうとする場合に、その立上げ（試行）に要する経費を補助します。

### 3 利用対象者

地域の合意により策定した行動計画等のある中山間地域等の集落・組織  
（※）規約等のある集落・組織に限る

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 行動計画等に掲げた将来像などの実現に向けた新たな取り組みであること
- 農業生産活動等の維持・発展に向けた取り組みであること

#### (2) 対象経費：

取組みに要する経費（旅費、報償費、需用費（燃料費、印刷製本費、修繕費、消耗品費）、役務費、使用料及び賃借料、物品購入費、委託料）

#### (3) 補助率：定額

#### (4) 補助上限額：25万円

### 5 募集期間

#### (1) 募集期間：随時受付

#### (2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード

#### (3) 申込み先：最寄りの市町村

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

#### (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

#### (2) 担当（係）名：農村づくり<sup>むら</sup>担当

#### (3) 電話番号：023-630-2948

#### 【総合支庁】

#### (1) 機関名：各総合支庁農村計画課

#### (2) 担当（係）名：企画担当

(3) 担当・電話番号：	村山総合支庁農村計画課	023-621-8389
	最上総合支庁農村計画課	0233-29-1339
	置賜総合支庁農村計画課	0238-26-6056
	庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5549

## 地域ぐるみ農地管理支援事業費補助金

- 1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○その他（地域振興、地域づくり）
- 2 事業概要  
農業者の高齢化、集落の混住化がすすむ農村集落において、多様な人材が話し合っ  
て整理した管理計画に基づき、農地の保全管理に必要な機材の導入を支援します。
- 3 利用対象者  
営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の団体（自治会等）
- 4 支援内容
  - (1) 補助要件：  
農業者及び地域の若者、女性、元会社員などが参加した地域の話合いにより、  
農地保全・管理実行計画を作成すること
  - (2) 対象経費：農地管理機材導入に要する経費、導入に必要な資格講習の受講費
  - (3) 補助率：導入する管理機材の購入経費の1／3
  - (4) 補助上限額：200万円
- 5 募集期間
  - (1) 募集期間：随時受付
  - (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
  - (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課
- 6 問合せ先
  - 【県庁】
    - (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
    - (2) 担当（係）名：農村保全担当
    - (3) 電話番号：023-630-3373
  - 【総合支庁】
    - (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
    - (2) 担当（係）名：下記のとおり
    - (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8389	（企画担当）
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1339	（企画担当）
置賜総合支庁農村計画課	0238-35-9055	（地域保全担当）
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-2732	（事業担当）